

申し合わせ

【初島漁業協同組合】 共第2号共同漁業権漁場内での遊漁

初島漁業協同組合が免許を受けている共第2号共同漁業権漁場は漁業者にとって重要な漁場であるとの認識にたち、下記の申し合わせをしておりますので、ご協力をお願いします。

記

1. 共第2号共同漁業権漁場内で、撒き餌として沖アミの使用禁止
昭和52年から当漁協の申し合わせで、遊漁船（漁業者が行う遊漁行為も含む）はもとより漁船についても沖アミを撒き餌としては一切使用してはいけない。
2. 共第2号共同漁業権漁場内において夜間の集魚灯を利用した遊漁の禁止
伊勢海老の刺し網漁が盛んなため、初島から700メートル以内での夜間のイカ釣り等の集魚灯を利用した漁業を禁止している。

